

益田市建築確認台帳記載事項証明交付要綱を次のように定める。

令和3年11月22日

益田市長 山本浩章

益田市建築確認台帳記載事項証明交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第8項に規定する建築確認処理台帳（以下「確認台帳」という。）の記載事項に関する証明の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明書の交付)

第2条 市長は、市において保管する確認台帳に登載された建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）のうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第148条第1項各号に該当するものについて、建築物等の建築主（工作物にあっては築造主）又は所有者（以下「建築主等」という。）の申請に基づき、確認台帳に記載された事項を証明する書類（以下「記載事項証明書」という。）を交付するものとする。

(交付申請)

第3条 建築物等の建築主等は、当該建築物等に係る記載事項証明書の交付を受けようとするときは、益田市建築確認台帳記載事項証明申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、所有権の移転その他の理由により建築物等に係る建築確認の申請時点における建築主等と異なる者が所有者として申請をするときは、当該建築物等の所有を証する書類の写しを添付するものとする。

2 前項の申請について建築主等の委任を受けた者は、同項の申請書に、委任状を添付しなければならない。

(証明書の交付等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る建築主等（以下「申請者」という。）が当該申請を行う資格を有すること（以下「申請適格」という。）の確認及び対象となる建築物等の特定のため、当該申請書の記載内容と確認台帳とを照合するものとする。

2 市長は、前項の照合により、申請者の申請適格の確認及び対象となる建築物等の特定ができる場合は、当該申請者に対し、益田市建築確認台帳記載事項証明書（様式第2号）を交付するものとする。

3 市長は、第1項の照合において申請者の申請適格の確認及び対象となる建築物等の特定ができない場合は、当該申請者が証明を不要とする意思表示をした場合を除き、益田市建築確認台帳記載事項証明不交付証明書（様式第3号）を交付するものとする。

(手数料)

第5条 前条第2項又は第3項の規定による証明書類の交付を受ける申請者は、当該交付を受ける際に、益田市手数料条例（平成11年益田市条例第31号）第2条第1項第1号に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和3年11月22日から施行する。